

医 第 906 号 の 5
平成 30 年 8 月 22 日

新 潟 大 学 長	様
日本歯科大学新潟生命歯学部	長 様
新 潟 薬 科 大 学 長	様
長 岡 技 術 科 学 大 学 長	様
長 岡 工 業 高 等 専 門 学 校 長	様
新 潟 工 科 大 学 長	様
上 越 教 育 大 学 長	様
新 潟 県 立 看 護 大 学 長	様
新 潟 医 療 福 祉 大 学 長	様
新 潟 医 療 技 術 専 門 学 校 長	様

新潟県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例第 16 条第 1 項に
規定する知事指定薬物の新規指定について（通知）

日頃、県の薬事行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

本日、新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成 26 年新潟県条例第 88 号）
第 16 条第 1 項に規定する知事指定薬物として、新たに 2 物質を指定し、別紙の
とおり告示しましたので、御了知の上、学部（学科）関係者に周知願います。

担当：医務薬事課薬事指導係
清水
TEL：025-285-5511（内 2557）
FAX：025-280-5641





新潟県報

発 行 新 潟 県

号 外 1

平成30年8月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

909 知事指定薬物の指定（医務薬事課）

告 示

◎新潟県告示第909号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成30年8月22日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-フェニルシクロヘキサノール-1-オン（通称名：Deschloro-N-ethyl-ketamine、2-Oxo-PCE、O-PCE）及びその塩類
- (2) メチル=2-〔1-（5-フルオロペンチル）-1H-インドール-3-カルボキサミド〕-3, 3-ジメチルブタノート（通称名：5F-MDMB-PICA）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

平成30年8月23日